

新婚世帯・子育て世帯等が新規に入居する場合

町営住宅の設備を充実します

秩父別町では、経済的負担を軽減し定住の促進を図るため、新婚世帯、子育て世帯、並びに町内の民間事業所に勤務する方が新規に町営住宅等に入居する場合に、給湯器、ストーブ、ガスレンジ等の設備を町が設置します。

1 対象世帯

(1) 新婚世帯	申請時に婚姻後 3 年未満で夫婦の合計年齢が満 80 歳未満の世帯
(2) 子育て世帯	高校生以下のお子さんを養育している世帯
(3) 町内の民間事業所に勤務する世帯	通年雇用の常勤職員（新規採用者・新規開業者を含む）で、町外からの転入世帯に限る

2 町が設置するもの（※個人負担で設置しても差し支えありません）

- (1) 灯油式給湯器（台所、洗面所、浴室へ給湯）
- (2) 石油ストーブ（居間）
- (3) ガスレンジ
- (4) 照明器具（各室）
- (5) カーテン（各室）

これらを設置するとその分家賃が高くなりますが、「新婚世帯・子育て支援家賃助成事業」、「町内就業者定住促進家賃助成事業」により家賃の自己負担額は低く抑えられます。

3 対象外の住宅等

- (1) 恵明荘（単身者向け住宅）
- (2) リースのガス給湯器が設置してある住宅は、給湯器以外が対象です。
- (3) この制度は、1 回に限り利用することができます。
- (4) 既に町営住宅等に入居している世帯は対象外です。ただし、自分で給湯器等を設置した単身入居者が、新婚世帯等に該当し住宅を移転するような場合は対象になります。

4 実施時期

平成 30 年 3 月中旬以降入居の世帯から

5 問い合わせ

秩父別町役場建設課建設グループ（住宅担当） 電話 0164-33-2111